

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年6月21日
【事業年度】	第46期（自平成21年10月1日至平成22年9月30日）
【会社名】	富士製薬工業株式会社
【英訳名】	Fuji Pharma Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 今井 博文
【本店の所在の場所】	東京都千代田区三番町5番地7
【電話番号】	03(3556)3344(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 上出 豊幸
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区三番町5番地7
【電話番号】	03(3556)3344(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 上出 豊幸
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成22年12月21日に提出いたしました第46期（自平成21年10月1日至平成22年9月30日）有価証券報告書における「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、投資家向けに開示情報を充実させることを目的として記載内容を一部訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第一部 企業情報

第2 事業の状況

4 事業等のリスク

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_を付して表示しております。

### 第一部【企業情報】

#### 第2【事業の状況】

##### 4【事業等のリスク】

（訂正前）

（前略）

(1) 法的規制について

当社は、薬事法及び関連法規等に基づく許可等を受けて医療用医薬品の製造・販売を行っております。今後の関連法改正等により当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（中略）

(7) 薬価基準の改定について

医療用医薬品は、健康保険法の規定に基づき厚生労働大臣の定める薬価基準により薬剤費算定の基礎となる収載価格が定められております。厚生労働省では医療保険の償還価格である薬価基準価格と市場実勢価格との乖離を縮小するため、薬価調査に基づき原則2年毎に収載価格の見直しを行っており、当社における販売価格も影響を受けております。なお、平成22年4月に医薬品業界平均5.75%の薬価引き下げが行われ、当社商製品の薬価引き下げによる影響は7.7%であります。

(8) 訴訟等について

新薬メーカーより、製法特許等の侵害を理由に訴訟が提起される可能性があります。また、製造物責任関連、環境関連、労務関連、その他に関する訴訟が提起される可能性があります。これらの訴訟の結果により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(訂正後)

(前略)

(1) 法的規制について

当社は、「薬事法」関連法規の厳格な規制を受けており、各事業活動の遂行に際して以下のとおり許認可等を受けております。これらの許認可等を受けるための関連法規及び諸条件の遵守に努めており、現時点におきましては当該許認可等が取り消しとなる事由は発生しておりません。しかし、法令違反等によりその許認可等が取り消された場合等には、規制の対象となる商製品の回収、または製造並びに販売を中止することを求められる可能性等があり、これらにより当社の事業活動に重大な影響を及ぼす可能性があります。また、当社は、薬事法及び関連法規等に基づく許可等を受けて医療用医薬品の製造・販売を行っております。今後の関連法規改正等により当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(主たる許認可等の状況)

許認可等の名称	所轄官庁等	有効期限	主な許認可等取り消し事由	備考
医薬品製造販売業	富山県	平成26年8月 (5年ごとの更新)	薬事法その他薬事に関する法令もしくはこれに基づく処分に違反する行為があったとき、または役員等が欠格条項に該当したときは許可の取消(薬事法第75条第1項)	富山工場
第1種医薬品製造販売業許可	富山県	平成26年8月 (5年ごとの更新)	同上	富山工場
第2種医薬品製造販売業許可	富山県	平成26年8月 (5年ごとの更新)	同上	富山工場
医薬品卸売販売業許可	富山県 東京都	平成26年8月 (6年ごとの更新) 平成24年4月 (6年ごとの更新)	同上	富山営業所 物流センター

(中略)

(7) 特定製品への依存について

尿路・血管造影剤「オイパロミン」は、平成22年9月期の売上高のおおよそ3割を占める主力製品となっております。当該製品が予期せぬ事由により販売中止となった場合や、売上高が大幅に減少した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 薬価基準の改定について

医療用医薬品は、健康保険法の規定に基づき厚生労働大臣の定める薬価基準により薬剤費算定の基礎となる収載価格が定められております。厚生労働省では医療保険の償還価格である薬価基準価格と市場実勢価格との乖離を縮小するため、薬価調査に基づき原則2年毎に収載価格の見直しを行っており、当社における販売価格も影響を受けております。なお、平成22年4月に医薬品業界平均5.75%の薬価引き下げが行われ、当社商製品の薬価引き下げによる影響は7.7%であります。

(9) 訴訟等について

新薬メーカーより、製法特許等の侵害を理由に訴訟が提起される可能性があります。また、製造物責任関連、環境関連、労務関連、その他に関する訴訟が提起される可能性があります。これらの訴訟の結果により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。